

岐阜大学パスワードガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、パスワードに関し、情報システム利用者(以下利用者)等が予め理解しておくべき事項を示すことを目的として定めるものである。

2. 用語

- ・本ガイドラインにおける情報システムとは、岐阜大学情報連携統括本部が提供する統合認証対応サービスにより運用されるシステムのことをいう。
- ・情報サービスとは、学内外で提供される情報を扱う役務のことをいう。
- ・認証とは、利用者が本人であることを識別し、確認することをいう。
- ・ユーザ ID とは、利用者が認証時に用いる本人識別符号をいう。
- ・パスワードとは、利用者が認証を得るために用いる文字及び数字の羅列をいう。
- ・アカウントとは、ユーザ ID および利用者氏名・所属等の付随する属性情報を指し、認証時に用いるパスワードを含む。

3. パスワードに係る全般的な注意事項

3.1 初期パスワードの変更

利用者は、ユーザ ID とパスワードが発行されたのち、速やかに初期パスワードを利用者自身しか知り得ないものに変更しなければならない。初期パスワードのまま情報システムの利用を継続してはならない。

3.2 パスワードに使用する文字列

利用者が設定するパスワード文字列は、以下の条件を満足するものでなければならない。

- ・8文字以上の長さを持つこと。可能であれば10文字以上のより長い文字列であることが望ましい。
- ・以下の各文字種から各1文字以上を含むこと。
 - ・英大文字(A～Z)
 - ・英小文字(a～z)
 - ・数字(0～9)
 - ・記号(@!#\$%&=-+*/., :;[]|等)のうち、情報システムで使用可能なもの

また、以下の文字列は第三者に容易に推測もしくは解析により特定可能であるため、パスワードとして設定してはならない。

- ・利用者個人が保有する情報から容易に推測できる文字列(名前, ユーザ ID, 生年月日, 電話番号等)
- ・辞書の見出し語, 著名な人名, 地名, 商標等の固有名詞
- ・上記を複数結合したもの
- ・上記に数字や記号を追加したもの
- ・同じ文字や文字パターンの繰り返し
- ・キーボードの文字配置等, 容易に推測できる並びの文字列

3.3 パスワードの変更

利用者は、必要に応じてパスワードを変更すること。変更後のパスワードは変更前のパスワードと類似のものであってはならない。

また、アカウント発行者(システム管理者)からパスワードの変更の指示を受けた場合には遅滞なくパスワードを変更しなければならない。

3.4 利用者は、自己のパスワードを善良かつ厳重に管理しなければならない。

- ・パスワードが記載されたものを第三者の目に触れる場所に置いてはならない。
- ・利用者は、不注意でパスワードが他の者に知られたり、入力中に盗み見られたりすることがないように最大限の注意を払わなければならない。
- ・利用者は、自己のユーザ ID やパスワードを他の者や他の情報サービスに使用させ、または他の者や他の情報サービスに開示してはならない。
- ・利用者は、他の者のユーザ ID やパスワードを使用してはならない。
- ・利用者は、本人に対して発行されたユーザ ID とパスワードをのみを使用して情報システムにアクセスしなければならない。
- ・利用者は、離席時のログオフ、スクリーンのパスワードロック、電源オフ等、他者による閲覧防止を適切に行わなければならない。
- ・情報サービスの利用において、情報システムと同一のパスワードを使いまわして設定してはならない。
- ・学内の情報システムへの認証を行う目的で、情報サービスに自己のユーザ ID やパスワードを保存してはならない。
- ・アカウント発行者(システム管理者)は、自らが提供する情報サービスで使用されるパスワードが 3.2 に示す条件を満たすよう努めなければならない。

3.5 パスワード詐取の可能性のある場所での利用の禁止と注意

公共利用の端末や、ホテル・インターネットカフェなどに設置されているような不特定多数の人が操作(利用)可能な学外の端末で、情報システムへのアクセスのための認証を行ってはない。学外の端末や情報通信ネットワークから情報システムに認証してアクセスする場合、安全な暗号化通信が行われていることを確認しなければならない。

4. パスワードに関する各種手続き

4.1 パスワードを失念した場合

利用者がパスワードを失念した場合には、発行部局に対して、所定の様式で、パスワードの再発行を申請しなければならない。パスワードの再発行を受けた場合には、速やかに新しいパスワードに変更し、変更後のパスワードは変更前のパスワードと類似のものであってはならない。

4.2 パスワードの事故の報告

利用者は、アカウントを他者に使用されまたはその危険が発生した場合には、直ちに情報セキュリティ最高責任者(CISO)にその旨を報告しなければならない。

附則

本ガイドラインは、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附則

本ガイドラインは、国立大学法人岐阜大学個人情報管理規程第 27 条第 2 項のパスワード等の管理に関する定めとして準用する。